

新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険の傷病手当金の支給について

八雲町国民健康保険の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染するまたは発熱等の症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができなかった期間、傷病手当金を支給します。

【対象者(次の4つの条件すべてに該当する方)】

- (1) 八雲町国民健康保険の被保険者の方
- (2) 勤務先から給与の支払いを受けている方
- (3) 新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われ、その療養のため労務に服することができなかった期間がある方(4日間以上)
- (4) その就労できなかった期間について給与の全額または一部が支給されなかった方

【支給期間】

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日(4日目)から労務に服することができない期間

【支給額】

(直近の継続した3ヶ月間の

給与収入の合計額÷就労日数)×2/3×日数

※ただし、給与収入の全部または一部を受け取ることができないものに対しては、これを受け取ることができない期間は、傷病手当金を支給しません。なお、その受け取ることができない給与の額が、前記の方法で算定される傷病手当金の額よりも少ないときは、その差額を支給します。支給額には上限があります。

【適用期間】

令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間で、療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6ヶ月間まで)

【申請方法】

申請の詳細については、左記へ電話によりお問い合わせください。後日、申請書等材料および返信用封筒を送付いたします。

【問い合わせ先】

住民生活課国民健康保険係
☎0137-62-2112

医療費の節約にご協力ください

八雲町国民健康保険の医療費は年々増加傾向にあります。医療費増加の要因には、高齢化や医療の高度化、重症化による長期の入院などが考えられ、今後も増加が予想されます。

医療費が節約されると、窓口での自己負担額が軽減されるところにも、保険給付費も減少することから、皆さんから納めていただく保険税も少なくなることができそうです。安心して医療が受けられるよう、国保制度の安定的な運営にご理解をいただき、医療費の節約にご協力をお願いします。

【医療費節約のポイント】
① 医療機関のかけもち(重複受診)はやめましょう
同様な症状や病気で複数の医療機関を受診すると、医療費が増えるだけでなく、体に悪影響を与える場合があります。

② 休日や夜間の診療は控えましょう
休日や夜間の受診は割増料金がかかります。また、症状

が軽いにもかかわらず受診すると、緊急性の高い患者の治療に支障をきたす場合があります。

③ ジェネリック(後発)医薬品を活用しましょう
新薬(先発医薬品)の特許期間が過ぎた後に発売される、新薬と同じ効能のある処方薬で低価格のため、医療機関での窓口負担も少なくなる場合があります。

④ 定期的に健康診断を受けましょう
特定健診や人間ドックなどを定期的に受け、自身の健康状態を把握することで、疾病などの早期発見・早期治療に努め、重症化予防につなげましょう。

特に脳卒中や心臓病などの命に関わる病気や、糖尿病、高血圧症など長期の治療が必要な病気は自覚症状のないまま進行する場合があります。20代から30代の若年層の方も年に1度は健診を受け、40歳になったら特定健診を受診し、健康状態のチェックを必

ず行うようにしましょう。

※特定健診とは：40歳～74歳の方を対象に、糖尿病など生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)該当者と、その予備群の早期発見に着目した健康診査です。

⑤ 生活習慣を見直しましょう
食生活、運動、休養など日頃の生活習慣を見直して、病気になる前に体を目指しましょう。

【問い合わせ先】

住民生活課国民健康保険係
☎0137-62-2112

広告



**司法書士・行政書士
やまびこ事務所**

●相続・遺言など 夜間・休日対応・出張もOK
お困りのことはありませんか? 初回相談無料

0137-63-2917

司法書士・行政書士 青沼千鶴 [行政相談委員]
八雲町本町67番地2F(ふたばさん2階)